

準共有株式の権利行使と 会社法106条但書

——最高裁平成27年2月19日判決の検討——

吉 本 健 一

- I はじめに
- II 問題の所在
- III 検 討
- IV おわりに

I は じ め に

最高裁判所第一小法廷は、平成27年2月19日、株式が共同相続された場合の会社法106条の適用に関し、同条本文は民法264条但書所定の「特別の定め」を設けたものであり、同条（会社法106条）但書は株式会社が同意をした場合には同条本文の規定の適用が排除される旨を定めたものであるから、同条本文所定の権利行使者の選定および通知を欠いた共有株式の権利行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、会社が同条但書の同意をしても、当該権利行使が適法となるものではないとする重要な判断を下した。⁽¹⁾ 本判決が示したこの法律構成は斬新なも

(1) 最一判平成27年2月19日民集69巻1号25頁。判例評釈として、弥永真生「判解」ジュリ1480号（2015年）2頁、川島いづみ「判批」Monthly Report 77号（2015年）30頁、鳥山恭一「判解」法セ727号（2015年）119頁、青竹正一「判批」商事2073号（2015年）18頁、福島洋尚「判批」金判

のであるが、その当否についてはなお慎重な検討が必要であると考えられる。本稿は、このような問題意識に基づき、準共有株式に関する権利行使と会社法106条但書の関係について、本件判旨の内容を分析・検討する試みである。

II 問題の所在

(1) 本判決の事実関係と判旨

(a) 本件の事案の概要

Y会社は、青果物の販売を目的とする発行済株式3000株の特例有限会社である。Y会社の株主はA（2000株）およびB（Aの妻：1000株）であったが、Aが平成19年9月20日に死亡した結果、同人の保有株式はその妹であるXおよびCが共同相続した。しかし、同株式は、分割協議未了のため、XとCの持分2分の1ずつの準共有状態にあり、会社法106条本文に基づく権利行使者の選定・通知はなされていない。平成22年11月9日、Y会社は臨時株主総会を開催し、①Dの取締役選任、②Dの代表取締役選任、③本店所在地の定款変更および本店移転の各決議を行い、これに基づく登記がなされた。この総会では、本件準共有株式2000株につき、Y会社の同意の下、Cが委任状による議決権の代理行使を行った。Xは、本件株主総会の招集手続の違法やCの議決権行使の違法を原因とする本件総会決議取消の訴えを提起した。主たる争点は、Cの議決権行使が会社法106条に違反するか否かであるところ、第一審は、Y会社の同意の有効性を認めて請求を棄却したのに対し、原審は、同条但書について、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関す

1470号（2015年）2頁、中村信男「判批」ひろば2015年9月号53頁、林孝宗「判批」新・判例解説 Watch vol. 17（2015年）139頁、藤原俊雄「判批」金判1480号（2015年）8頁参照。

(2) 横浜地川崎支判平成24年6月22日金判1464号37頁。

(3) 東京高判平成24年11月28日金判1464号36頁。

準共有株式の権利行使と会社法106条但書

る協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の選定・通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解するのが相当であるとして、第一審判決を取消し、請求を認容した。Y会社が上告したが、上告棄却。

(b) 本判決の要旨

「5 会社法106条本文は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。」と規定しているところ、これは、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法264条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく選定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。

6 これを本件についてみると、本件議決権行使は会社法106条本文の規定に基づく選定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本

件議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものというべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件議決権行使をしたCは本件準共有株式について2分の1の持分を有するにすぎず、また、残余の2分の1の持分を有するXが本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、Y会社がこれに同意しても、適法となるものではない。

7 以上によれば、本件議決権行使が不適法なものとなる結果、本件各決議は、決議の方法が法令に違反するものとして、取り消されるべきものである。これと結論を同じくする原審の判断は、是認することができる。」

(2) 分 析

(a) 事案の特徴

本件事案の特徴として、以下の点が挙げられる。

第一に、会社法106条（平成17年改正前商法〔以下、「旧商法」という〕203条2項および旧有限会社法22条を含む）をめぐる多くの裁判例と同様に、本件紛争もいわゆる同族会社において支配株主ないし経営者株主が死亡し、その株式を相続した共同相続人が会社支配をめぐって争っている事案であるといえる。そのことは、死亡したAの持株が発行済株式総数の3分の2を占めること（残りの3分の1もAの妻Bが保有している）、Aが死亡してから本件臨時株主総会まで3年以上経過しているにもかか

準共有株式の権利行使と会社法106条但書

ならず遺産分割協議が未了であること、本件が取締役および代表取締役選任決議を含む株主総会決議に関する取消請求訴訟であること、に現れている。

第二に、本件は、共同相続人であるXとCの準共有となった本件株式について、会社法106条本文に基づく権利行使者の選定・通知がない事例である。従来の会社法106条をめぐる裁判例でも、権利行使者の選定・通知がある事例とない事例があるが、後者の場合には、2つの点で準共有株主としての権利行使が問題となる。一つは当該準共有株式に関する議決権行使、二つは裁判における原告ないし申立人の適格性である。従来の裁判例でも、当該準共有株式の議決権行使により成立したとされる取締役等の選任決議の効力をめぐって裁判が展開されているが、その前提として原告適格や申立人適格の有無が争点となるケースが少なくない。

第三に、本件は、権利行使者の選定・通知がない準共有株式の議決権行使について、会社の同意があった事例である。従来の裁判例では、最判平成11年12月14日（判時1699号156頁）が権利行使者の選定・通知がない準共有株式について、会社の同意に基づき議決権行使がされた事例であるが、これは旧商法203条2項に関するもので、当該条項には会社法106条但書に相当する規定はなかった。本判決と平成11年最高裁判決の関係をどのように理解すべきかも問題となる。

第四に、本件訴訟は、準共有株式の権利行使者ではない共同相続人Xが提起したものである。従来の判例によれば、株式準共有者が株主として訴訟を提起するには権利行使者の選定・通知が必要であり、これを欠くときは原則として原告適格を有しないが、特段の事情がある場合には原告適格が認められる。⁽⁴⁾ 本件判旨は、この点について触れていないが、本件事案においてこのような特段の事情があるかも問題となり得る。

(4) 最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁，最判平成3年2月19日判時1389号140頁，最判平成9年1月28日判時1599号139頁。

(b) 判旨の特徴

本件判旨の特徴として、以下の点を指摘することができる。

第一に、本件判旨は、会社法106条本文を準共有株式の権利行使方法に関する民法264条但書所定の「特別の定め」と位置付けている。このような理解は、従来の裁判例には見られないもので、初めての判断であるといえる。⁽⁵⁾

第二に、本件判旨は、会社法106条但書を、民法264条但書所定の特別の定めである会社法106条本文の規定の適用を会社の同意により排除する規定と解している。同条但書は、2005年の現行会社法で新たに設けられた規定であるが、本判決はこれに関する初めての最高裁判決である。⁽⁶⁾そして本件判旨は、その結果、会社が同意をした場合には、民法264条本文の原則に戻って民法の共有に関する規定が準用されるとしている。

第三に、本件判旨は、株主総会における準共有株式に関する議決権行使を、原則として共有物の管理行為（民252条本文）に該当するとしている。そして、この場合の議決権行使の内容は、各準共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解している。従来準共有株式に関する議決権行使の内容の決定方法について明示的に判示した裁判例は本件控訴審判決を除きないようであり、この点も初めての最高裁判決といえよう。⁽⁷⁾

第四に、本件判旨は、上記の原則の例外として、議決権行使の結果が直ちに株式を処分し、または株式の内容を変更することになるなど特段の事情がある場合には、準共有株式に関する議決権行使が管理行為に当たらないという可能性を示している。このような例外基準の妥当性および具体的にどのような場合がこの例外に該当するかも、問題となる。

(5) 川島・前掲注(1)36頁、中村・前掲注(1)57頁。

(6) 福島・前掲注(1)3頁、林・前掲注(1)140頁。

(7) 川島・前掲注(1)36頁、福島・前掲注(1)3頁。

III 検 討

(1) 会社法106条の前提と法的性質

(a) 準共有株式の対抗要件

まず、本件準共有株式に関するY会社の株主名簿上の名義がどうなっていたかが問題となる。なぜならば、ほんらい会社法106条の解釈適用が問題となる前提として、株主名簿上準共有者名義になっていることが必要となると考えられるからである。この問題については、別稿において論じたところであるが、本件Y会社のような同族会社における株式の共同相続の事例では、会社代表者も共同相続人の一人であると利害関係者（親族など）であるために、株式が共同相続された事実を知っていることがほとんどである。そして本件でもそうであるが、会社もその事実を争っていないケースが少なくない。株主名簿の名義書換は会社に対する対抗要件であるところ（会130条1項）、会社から名義書換未了の株主を株主として取り扱うことは差し支えないとするのが判例・多数説であり、これに従えば、本件Y会社が株主名簿上の名義にかかわらず株式の共同相続による準共有を争っていない（むしろ本件では、Y会社は株式の準共有を前提とした議決権行使の有効性を主張している）以上、裁

(8) 吉本健一「株式の共同相続と対抗要件」岸田雅雄先生古稀記念論文集（2016年公刊予定）。

(9) 本件で、Y会社代表者Dと共同相続人の関係は不明であるが、林孝宗「原審判批」早法89巻4号（2014年）181頁によれば、Y会社代表者DはCによる議決権行使の代理人（Aの兄）の妻の兄である。Dが本件臨時株主総会当時Y会社代表者であったかも不明であるが、当該株主総会議事録によれば、Aの妻であるBが総会議長兼議事録作成取締役となっており、密接な関係が窺われる。

(10) 最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁、山下友信編『会社法コンメンタル(3)』（2013年）332頁〔伊藤靖史〕、龍田節『会社法大要』（2007年）242頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（2015年）211頁、吉本健一『会社法〔第2版〕』（2015年）95頁。

判所がこれを問題にする必要はないことになる。⁽¹¹⁾

(b) 会社法106条の法的性質

そうすると、株式の準共有を前提として、会社法106条の解釈適用が問題となるが、そもそも同条の法的性質はどのようなものであろうか。同条本文は、株式の準共有者であっても権利行使者の選定・通知がなければ株主としての権利を行使することができない旨規定し、またいったん権利行使者の選定・通知がなされると、当該権利行使者だけが権利を行使ことができ、会社としてもそれ以外の準共有者に権利行使を認めることはできない（そのような場合は適法な権利行使ではない）と解されている。したがって、同条本文は、株式の準共有者が権利を行使するための手続ないし方法を定めたものであり、権利行使者の資格に関する対抗要件というよりも権利行使要件と見ることができる。⁽¹²⁾そして、権利行使者の選定・通知があった場合に、会社はその氏名・名称を株主名簿に記載する必要はないとされているが、株主名簿に任意的記載事項として記載することも可能であり、⁽¹³⁾その場合には当該記載につきいわゆる⁽¹⁴⁾

(11) さらに、たとえ会社が原告が株主名簿上準共有者としての対抗要件を満たしていないとして当該資格を争っていても、会社代表者が共同相続人の一人であるとか利害関係者であるためその事実を知っている場合には、会社は株主名簿上の名義書換の欠缺を主張することができないと解すべきである（民101条1項参照）。吉本・前掲注(8)。

(12) これに対して、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール(1)』（2010年）189頁〔鳥山恭一〕は、権利行使者の選定・通知を、株主名簿の記載と同様、会社に対する権利行使要件ではなく、「資格」の設定であるとされる。

(13) 松田二郎＝鈴木忠一『條解株式会社法』上（1951年）113頁、木内宜彦「判批」判評326号（1986年）53頁、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続をめぐる問題」『閉鎖会社紛争の新展開』（初出2000年）46頁、河内隆史「株式の共同相続に伴う株主権の行使」『現代企業法の理論と課題（中村一彦先生古稀記念）』（2002年）263頁。反対、来住野究「原審判批」法学研究（明治学院大学）97号（2014年）110頁。

(14) 松田＝鈴木・前掲注(13) 113頁、久留島隆「会社持分の共同相続と権

準共有株式の権利行使と会社法106条但書

株主名簿の推定力および免責力が及ぶと考えられる。⁽¹⁵⁾

これに対して、会社法106条但書は、同条本文の例外として、権利行使者の選定・通知がない場合であっても、会社の同意という要件の下に、準共有者に権利行使を認めている。したがって、株式準共有者の会社に対する権利行使に関しては、権利行使者の選定・通知とそれが不在の場合の会社の同意は、同等の意義を有するといえよう。

(2) 会社法106条本文と民法264条但書

会社法106条による権利行使者の制度は、株式が準共有に属する場合には、会社が準共有者による個別の権利行使に対応しなければならないとすると共有者間の内部関係を知らない会社が混乱するおそれがあり、また準共有者全員を相手にしなければならない場合にはその事務負担が大きくなるので、特定の者だけを相手とすることができるようにしたもので、会社の事務処理上の便宜を図ったものであると理解されている。⁽¹⁶⁾このような制度趣旨からは、同条は準共有株式の権利行使につき、会社の便宜のために会社との関係において従うべき準則を定めたものであると理解することが自然であろう。

これに対して本件判旨は、会社法106条本文を準共有株式の権利行使方法に関する民法264条但書所定の「特別の定め」(特則)であるとす⁽¹⁷⁾る。本件判旨はその理由を述べていないが、そのように解する場合には、

利行使者の選任・解任」法研47巻3号(1974年)64頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(4)』(1986年)11頁〔西島梅治〕、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法(1)』(2010年)228頁〔吉本健一〕。

(15) 吉本・前掲注(8)。

(16) 前掲最判平成9年1月28日(注(4))、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(3)』(1986年)51頁〔米津昭子〕、酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法(2)』(2008年)35頁〔森淳二郎〕、江頭憲治郎＝中村直人編著『論点体系会社法(1)』(2012年)264頁〔江頭憲治郎〕。

(17) 同様の理解を示す学説として、川島武宜＝川井健編『新版注釈民法(7)』(2007年)596頁〔川井健〕、青竹・前掲注(1)24頁参照。

会社法106条本文が民法の特則として適用される範囲では、権利行使方法に関する民法の共有規定が準用されないことになる(民264条但書)。会社法106条本文が規定するのは、その形式的な文言上準共有株式について権利行使者の選定・通知がない場合であるが、実質的には株式が準共有されている場合一般ということになる⁽¹⁸⁾。仮にそうだとすると、準共有株式の権利行使については、会社法106条但書の場合を除き同条本文のみが適用され、民法の共有に関する規定は準用されないことになる。したがって、この場合には株式準共有者間においても、権利行使の内容を決定するに当たり、民法251条や252条などの規定は準用されないことになりそうである⁽¹⁹⁾。そのような理解は、たとえば権利行使者の選定・通知がある場合には、当該権利行使者が、民法の共有に関する規定にかかわらず、自己の裁量によって権利行使の内容を決定できるという結論になりかねない危険性がある。

他方、会社法106条本文の適用範囲は権利行使者の選定・通知がない場合であると解するならば、権利行使者の選定・通知がある場合には、権利行使方法に関する民法の共有規定が準用される一方、それが無い場合には、当該規定の準用もないことになる。しかし、権利行使者の選定・

(18) 会社法106条本文は、直接には準共有株式について権利行使者の選定・通知がない場合の効果を定めている。したがって、判旨がいう民法264条但書の「特別の定め」は、準共有株式について権利行使者の選定・通知がない場合が該当するようである(判旨もそのように理解している)。しかし、会社法106条本文の反対解釈により、権利行使者の選定・通知がある場合には、準共有株式についての権利行使は当該権利行使者を通じて行わなければならないという規範が導かれるとすれば、結局会社法106条本文が規定するのは、権利行使者の選定・通知の有無を問わず、株式が準共有されている場合の全てを含むともいえるように思われる。

(19) あるいは、民法251条や252条は共有物の権利行使の内容の決定方法に関する規定であり、判旨のいう権利行使方法に関する規定ではないという理解もあり得るが、そうなると民法には権利行使方法に関する規定は存在しないことになりそうである。判旨も、両条が権利行使方法に関する規定であるとの理解に立っている。

準共有株式の権利行使と会社法106条但書

通知が問題となるのは会社に対する準共有株式の権利行使の場面であるのに、そのような権利行使者の選定・通知の有無によって、民法の共有規定の準用があったりなかったりするの⁽²⁰⁾は違和感がある。そして権利行使者の選定・通知がある場合は、民法の共有規定（民法251条・252条）が準用されるとしても、当該規定が直接会社との関係で準用されるわけではなく、株式準共有者の権利行使は権利行使者を通じて行う必要があることは、会社法106条本文からして当然である。そうすると、会社法106条は民法の特則ではなく、民法の共有規定とは適用場面が異なると解されることになる。

(3) 会社の同意による準共有株式に関する権利行使

(a) 会社法106条但書の意義

本件判旨は、会社法106条但書は会社の同意がある場合に同条本文の適用を排除する趣旨であり、そうすると民法の共有に関する規定の準用を排除する民法264条但書所定の特別の定めとしての会社法106条本文が会社の同意により排除されて、結局民法の共有に関する規定が準用されることになるというロジックを用いている⁽²¹⁾。会社法106条本文を民法264条但書所定の特別の定めと解する判旨の立場からは、会社の同意があれば会社法106条本文の適用が排除され、民法264条本文により民法の共有に関する規定が準用されるという結論は自然に導かれる。おそらく判旨は、民法の共有規定の準用という結論を導くために、会社法106条本文を民法264条但書所定の特別の定めであると位置付けたのではないかと思われる。それは、一方では会社の同意さえあれば準共有者の任意の一人による権利行使が有効になされ得るとする本件第一審判決のような立

(20) 会社の便宜という趣旨からすると、会社との関係におけるルールを定めることで十分であって、民法の共有規定の準用まで左右する要因と解する必要はないはずである。

(21) 川島・前掲注(1)37頁、中村・前掲注(1)56頁。

場は妥当でないという判断があり、他方では会社法106条但書は、準共有株式の議決権行使については準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の選定・通知の⁽²²⁾ 手続を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたとの解すべきとの本件原審判決の立場も行き過ぎであるとの判断が背景にあるように思われる。

しかし、会社法106条本文が適用される場合でも、株式の準共有者間においては民法の共有に関する規定の準用がなくなるわけではなく、その意味で会社法106条本文は民法264条但書所定の特別の定めと解すべきでないことは前述したとおりである。したがって、権利行使者の選定・通知の有無を問わず、株式準共有者間の内部関係については民法の共有に関する規定はその性質が許す限り準用され、他方で会社法106条本文は、準共有株式の権利行使方法について、会社との関係においてのみ従うべき準則を定めたものと解すべきである。この立場では、同条但書は会社との関係においてそのような準則を会社の同意により排除するものに過ぎないことになる。⁽²³⁾ そしてそのことは、権利行使者の選定・通知の⁽²⁴⁾ 制度が会社の便宜を図るものであるとの趣旨にも合致するであろう。

(22) 原判決がいう「意思統一が図られている」の意味内容は多義的であると評されている。梅村悠「原審判批」ジュリ1469号（2014年）111頁，加藤貴仁「原審判解」ジュリ平成24年度重判解（2014年）107頁。

(23) したがって、株式の準共有者間においては、権利行使者の選定・通知の有無を問わず、準共有株式の権利行使方法については民法の共有に関する規定に従って定まることになるが、権利行使者の選定・通知がない場合には、会社の同意がない限り、会社に対する権利行使が認められないことになる。

(24) なお、学説には権利行使者の選定・通知に関し、さらに権利行使者の選定はあるが通知がない場合の会社の同意を論じるものがある（たとえば、柴田和史「原審判批」リマークス49号（2014年）84-85頁）。しかし、実際の事案では権利行使者の選定はあるが通知がない場合というのは希有であり、また権利行使者の通知は事前でなくても権利行使時でもよいと解されることからすると（青竹・前掲注（13）45頁）、あまり実益はないように思

(b) 会社の同意による権利行使の決定方法

しかし、会社法106条但書は、権利行使者の選定・通知がない場合であっても、会社の同意により同条本文の準則を排除することを認めるだけであって、それ以上積極的にこの場合の権利行使の方法や条件を定めるものではない。そうすると、会社はどのような条件の下に準共有者による権利行使に同意することができるのか、あるいは会社の同意の下で、準共有者はどのように権利行使が認められるのかという問題に対する答えは、会社法106条の文言からは明らかでない。これは、むしろ民法の共有に関する規定の趣旨や構造から導くほかはない。つまり、準共有株式に関する権利行使の内容は、権利行使者の選定・通知の有無とは無関係に、民法の共有に関する規定に従って決定されるのであり、会社の同意は権利行使者の選定・通知がない場合でも、これがあるのと同様に会社に対する権利行使を可能とするにすぎないと考えるべきである。

旧商法203条2項は、現在の会社法106条本文に相当する規定であるが、同条但書（ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。）に相当する規定は存在しなかった。このような法状況の下で、会社の同意による議決権行使について前掲最判平成11年12月14日は、「株式を共有する数人の者が株主総会において議決権を行使するに当たっては、商法203条2項の定めるところにより、右株式につき「株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人」（以下「権利行使者」という。）を選定して会社に通知し、この権利行使者において議決権を行使することを要するのであるから、権利行使者の選定及び会社に対する通知を欠くときには、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されないと解するのが相当である。」と判示した。学説上も、同条項は、会社の便宜のための規定であるとの理解に立って、会社が準共有者全員による権利行使を認めること

われる。

は許されると解されていた。⁽²⁵⁾

会社法では106条本文に加えて、同条但書が新設されたため、その趣旨をめぐって議論がなされている。立案担当者の解説によれば、同条但書は権利行使者の通知がない場合であっても、会社が自らのリスクにおいて共有者の1人に権利行使を認めることができることとするために新設されたとされている。⁽²⁶⁾しかし、このような理解に対しては、会社（総会議長）は自己に都合のよい準共有者に議決権行使を認めることで、総会議長の成否を決定できることになるという批判が強い。⁽²⁷⁾確かに、権利行使者の選定・通知がないにもかかわらず、会社が準共有者の中から任意の一人に対して裁量的に議決権行使を認めることは、会社自身が会社

- (25) 米津・前掲注(16)52頁, 大隅健一郎=今井宏『会社法論(第3版)』上巻(1991年)334頁, 山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早法69巻4号(1994年)178頁, 永井和之「商法203条2項の意義」『現代企業法学の課題と展開(戸田修三先生古稀記念)』(1998年)211頁, 片木晴彦「判批」ジュリ平成11年度重判解(2000年)100頁, 服部榮三編『基本法コンメンタール会社法(1)(第7版)』(2001年)177頁〔蓮井良憲〕など参照。もっとも、本件判旨のいう「共有者全員が議決権を共同して行使する」とは、準共有者全員が議決権を統一的に行使することを意味すると解されているようであるが、そのような議決権行使であれば会社の同意なしでも可能であるというべきではなからうか(大野正道「株式の共同相続に伴う権利行使方法及名義書換手続き上の留意点」『中小会社法』(初出1989年)152頁, 大杉謙一「判批」ジュリ1214号(2001年)90頁, 青竹・前掲注(13)37頁, 江頭憲治郎=門口正人編『会社法大系(3)』(2008年)71頁〔岡正晶〕, 山下眞弘「原審判批」金判1447号(2014年)18頁)。準共有者全員が一致して議決権を同一方向に行使する場合には、会社として事務処理上負担は生じないからである。
- (26) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』(2006年)492頁。同旨, 森・前掲注(16)42頁参照。
- (27) 藤原俊雄「原審判批」新・判例解説 Watch vol. 14(2014年)122頁, 加藤・前掲注(22)107頁, 吉川信將「原審判批」法研87巻4号(2014年)40頁, 山下・前掲注(25)18頁, 中村・前掲注(1)59頁, 伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』(2015年)131頁注(35)〔田中亘〕。

支配権をめぐる争いに決着を付けることになり兼ねないおそれがあり、⁽²⁸⁾同条但書がそのような結果を容認するものであると解すべきではない。他方で、学説の中には、同条但書は、前掲平成11年最高裁判決の趣旨を
実定法化したものであるとの理解もあるが、⁽²⁹⁾それでは同条但書がわざわざ新設された意味がないことになってしまう。本件判旨の趣旨を付度するならば、それは権利行使者の選定・通知がない場合であっても、会社の同意により、民法の共有規定の準用により準共有者間において従うべき方法により決定された内容による権利行使を認めることができる旨を定めたものと解すべきことになる。そうすると、準共有者間では権利行使者の選定・通知がない場合でも民法の共有規定が準用され（民264条本文）、当該権利行使が変更・処分行為か（民251条）、管理行為か（同252条本文）、あるいは保存行為か（同条但書）によって定まることになる。本件判旨は、準共有株式に関する議決権行使は原則として管理行為であるとしており、これに従えばその内容は準共有者の持分価格の過半数により決定されることになりそうである。⁽³⁰⁾

(c) 各準共有者の持分に従った議決権行使

ところが、この点に関し、近時非常に魅力的な見解が主張されている。⁽³¹⁾すなわち、準共有者間における各準共有者の持分に従った個別の議決権行使を認める見解である。

準共有株式の議決権行使について民法の共有規定が準用されるとしても、そこには政策判断を要する重大な問題がある。それは、議決権行使

(28) このような立法の不当性を指摘するものとして、山下友信編『会社法コンメンタール(3)』（2013年）38頁〔上村達男〕参照。

(29) 大野正道「非公開会社と準組合法理」『企業法の理論（江頭憲治郎先生還暦記念）』上巻（2007年）63頁、鳥山・前掲注(12)189頁。

(30) この点において、本判決は、会社法106条但書を根拠に前掲平成11年最高裁判決を修正していることになる。福島・前掲注(1)6頁参照。

(31) 田中・前掲注(27)133頁（初出は「相続は争いの始まり」法学教室338号（2008年）53頁以下）。

の内容につき全員一致が要求されるならば、共同相続の事例のように相続人間に意見の一致がみられないケースでは、準共有株式につき議決権行使ができなくなること（その結果、会社運営に支障が出たり、他の株主の意思のみで総会決議が成立すること）、他方で、議決権行使につきその内容が多数決で決められるとする場合には、共同相続人のうちの少数派の利益が害されてしまう危険があること、である。そのような利害対立状況をバランスよく処理するには、各準共有者に自己の持分に従った個別の議決権行使を認めることが適切であると考え⁽³²⁾る。

従来からも、これと同様ないし類似の見解が主張されてきたところである。しかし、これまでの見解は、利益衡量による結論の実質的妥当性⁽³⁴⁾

(32) これは、権利行使者の選定方法をめぐる争い（全員一致説と過半数説）と同様の政策判断の対立状況がある。周知のように判例上権利行使者の選定は、共有持分の価格の過半数で行うことができるとされているが（前掲注(4)最判平成9年1月28日）、その後の下級審裁判例（大阪地判平成9年4月30日判時1608号144頁、大阪高判平成20年11月28日判時2037号137頁、および本件原審判決など）では、最判昭和53年4月14日民集32巻3号601頁（有限会社の社員持分の共有につき、権利行使者の選定・通知があった場合は、共有者間で総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取決がされ、ある事項について共有者間に意見の相違があっても、当該権利行使者は自己の判断に基づき議決権を行使し得ると判示）を前提とすると、多数派の決定によって少数派の利益が害されるおそれがあることに強い警戒感が示されている。

(33) 共同相続された株式をめぐる紛争の具体的な利益状況は多様であり、議決権行使が準共有者の全員一致、多数決、各準共有者の意思のいずれに従うのが紛争の妥当な解決を導くことができるかについて、一般論として確定的なことがいえないことは確かである。しかし、共同相続人間の紛争が「骨肉の争い」としてしばしば深刻化し身動きがとれない状況が長期化することはよく知られた事実であり、そのような状況においては各共同相続人の持分に従った議決権行使を認めることがベターではないかと考える。

(34) 田中啓一「判批」ジュリ554号（1974年）109頁、山田・前掲注(25)197頁、出口正義「判解」『会社判例百選〔第5版〕』（2002年）201頁、鳥山・前掲注(12)189頁。なお、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)』（1986年）217頁〔菱田政宏〕、山田攝子「株式の共同相続」判タ789号（1992年）

を述べるのみで、その実定法上の根拠について触れるところがなかった。この点、田中亘教授は、民法249条を実定法上の根拠として挙げてい⁽³⁵⁾る。この規定は、たとえば会社から受領する剰余金配当について、株式準共有者がその持分に応じて配当金の交付を受ける場合に準用される。しかし、このほかにも、議決権など保有する株式数に応じて権利行使が可能なものについては、準共有者間における権利行使の内容を定める規定として準用されると解することができる。

問題は、先に述べたような準共有株式に関する権利行使については、準共有者の内部関係において、その法的性質により変更・処分行為、管理行為、保存行為という区分に従って、その内容が決定されると解されることとの関係である。この問題は、民法学説でもあまり議論されていないようであるが、これについては、民法249条が共有という制度の最も基底的なルールとして、他の規定に優先して適用されると解すべきであろう。形式的には、同条が民法の共有に関する諸規定の最初に置かれており、また実質的には、共有という一つの財産の所有形態において、共有持分に従った使用はその根幹に関わる本質的ルールであると考えられるからである。そして、株式というリスクを内包する財産権について見れば、自益権の中核である剰余金配当請求権のみならず、共益権の中核である議決権についても持分に応じた権利行使を認めることで、株式準共有者はリスクに見合うコントロールを認められるべきであるからで⁽³⁶⁾ある。これに対して、変更・処分行為、管理行為、保存行為という区分

9頁、岡・前掲注(25)72頁も参照。反対説として、柳川俊一『最高裁判所判例解説民事昭和45年』(1988年)22頁、青木英夫「判批」金判883号(1992年)46頁、永井・前掲注(25)211頁、稲田俊信「共有株式・持分の権利行使に関する諸問題」日法63巻4号(1998年)83頁、青竹・前掲注(13)25頁、河内・前掲注(13)271頁、来住野・前掲注(13)116頁注(10)、林・前掲注(9)191頁など参照。

(35) 稲葉威雄『会社法の解明』(2010年)332-333頁も同旨であろうか。

(36) 田中・前掲注(27)126頁参照。

に応じた決定方法は、共有物を一体的に処理する場合に従うべきルールであり、民法249条とは適用場面が異なると解することができる。つまり、同条とは異なり、共有物につきこれを一体的に取り扱う場面では、全体として一定の権利行使をすることの影響が共有物全体に及び得るので、その影響の重大性に応じて変更・処分行為、管理行為、保存行為という区分により、権利行使の内容決定につき異なる方法を定めていると理解することができる。したがって、議決権についても、準共有者株式につき議決権を統一的に行使する場合には民法251条または252条が準用されるが、民法249条が最も基底的なルールであるので、準共有者の一部が同条に従い、自己の共有持分に従った議決権行使を主張するときは、他の準共有者もそのような議決権行使の方法を容認すべきことになり、準共有者全員が同意する場合にのみ、民法251条または252条の準用が問題となると解すべきである。

(d) 議決権の不統一行使

以上のように、会社は会社法106条但書により、権利行使者の選定・通知がないときでも、民法の共有規定の準用により定まる方法により決定された内容の議決権行使に同意することができるが、株式準共有者が各自の持分に従って個別に議決権を行使すべき場合に、これに代えて準共有者の一部の者に他の準共有者の議決権行使の代行を認めることもできると解される。したがって、準共有者の一人に準共有者全員の各別の意思に従った各別の議決権行使を認めることができる。この場合に議決権を行使する準共有者は、あたかも同条本文所定の権利行使者と同様の立場に立つことになるが、そうすると権利行使者による準共有者の各別の意思に従った議決権行使の場合と同様に、会社法313条の議決権の不統一行使との関係が問題となる。権利行使者による議決権の不統一行使については否定的な見解も少なくないからである。⁽³⁷⁾

(37) 龍田節「判批」民商80巻1号（1979年）117頁，大隅健一郎＝今井宏『会社法論〔第3版〕』中巻（1992年）55頁，畑肇「判批」リマークス4

しかし、権利行使者による各別の議決権行使の場合には会社が当該不統一行使を拒むことができるかが問題となる（会313条3項）のとは異なり、この場合は会社の同意に基づき、準共有者の一人が準共有者全員の代表的立場で議決権行使を行うことになる。したがって、会社は各別の議決権行使をも含んで準共有者の一人による議決権行使に同意することになろう。そのような各別の議決権行使に同意しないのであれば、会社はそもそも権利行使者でない準共有者による議決権行使に同意しないであろうからである（会106条但書）。したがって、権利行使者による各別の議決権行使の場合と異なり、この場合は事実上議決権の不統一行使の問題は生じないと思われる。

(e) 会社の確認義務

他方でこのような立場では、会社が準共有者の格別の意思に従った議決権行使に同意をする場合には、各準共有者がどのような議決権行使に関する意思決定をしたかを確認する必要がある、これとは異なる権利行使を認めた場合には当該議決権行使に瑕疵が存することになるというリスクが生じる。そして、結果的に会社が準共有者の議決権行使に同意をする場面が非常に限定されてしまい、会社法106条但書が、権利行使者の選定・通知がない場合であっても、会社の同意により準共有株式に関する議決権行使の余地を認める意義が大幅に減殺されてしまうという批判も考えられる。しかし、会社はそのようなリスクを負いたくなければ準共有者の議決権行使に同意をしなければよいといえ、もともと同条但書による会社の同意が想定されるのは、本件のように、同族会社において会社側が準共有者間の動向を把握しているようなケースに限られるであろうから、それほど不都合は生じないと思われる。

号（1992年）105頁，前田雅弘「判批」リマークス17号（1998年）107頁，青竹・前掲注(13)51頁，河内・前掲注(13)269頁，道野真弘「判批」リマークス23号（2001年）89頁。

(5) Xの原告適格

本件事案では、原告Xは準共有株式の権利行使者ではないため、本件訴訟における原告適格が問題となる。しかし、第一審、控訴審ならびに上告審においても、この点には言及がない。Y会社が争っていないということが理由であるとも考えられるが、原告適格は訴訟要件として職権調査事項であるから、被告の主張とはほんらい無関係のはずである。⁽³⁸⁾ 裁判所はこの点について判断を示すべきであったと考える。⁽³⁹⁾

しかしながら、株式準共有者による訴え提起に会社法106条が適用されるかについては疑問がある。同条は、沿革的には株式数に応じた権利行使が可能となる権利について、複数の準共有株主がこれを行って行使することから生ずる会社の事務処理上の混乱や煩雑を避けるためである⁽⁴⁰⁾とされ、そうであるならば、会社訴訟の提起権のような権利を行使した

(38) 吉本健一「判批」判評397号（1992年）58頁。本件では、仮にY会社がXが権利行使者でないため原告適格がないことを主張したとしても、その主張自体が本件総会決議が成立したとの主張と矛盾するわけではない（Y会社は、本件総会決議が権利行使者による議決権行使ではなく、会社の同意に基づく準共有者による議決権行使により成立していると主張している）。もっとも、Y会社がXの原告適格を争っていないことが黙示的な会社の同意（会106条但書）に該当すると解する余地はあるかもしれない。

(39) そこで、従来の判例法理に従うと、原告が権利行使者でない場合でも特段の事情があれば原告適格が認められる。本件判旨の立場から本件事案を検討するならば、本件相続株式の準共有者Cは過半数持分者ではないので、会社の同意があっても、本件準共有株式について議決権行使をすることができず、取締役選任決議については、定款で定足数を3分の1に軽減する規定がない限り（会341条第1括弧書参照）、決議の成立要件を欠くことになる。また、定款変更決議については、少なくとも総株主の半数以上であって総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数の賛成が必要であるから（整備法14条3項）、いずれにせよ決議の成立要件を欠いている。福島・前掲注(1)7頁(注11)。したがって、本来定足数不足により成立するはずのない決議が成立したことを前提とする登記がなされている以上、Xの原告適格を認めるべき特段の事情があると解することになろう。なお、青竹・前掲注(1)27頁参照。

準共有者だけを会社が相手にすればよい権利については、会社の事務処理上の便宜のために会社法106条によって権利行使を一本化する必要はなく、同条の適用はないと解すべきであろう。⁽⁴¹⁾ そうすると、本件のような株主総会決議取消請求訴訟提起権は、会社に対抗できる準共有者であれば⁽⁴²⁾原告適格が認められるべきである。⁽⁴³⁾

さて、そのように準共有者として原告適格が認められるとしても、それはあくまで会社法106条の適用がないため権利行使者でなくても株主の権利行使の一場面としての訴訟提起が可能となるに過ぎず、さらに本件訴訟提起が準共有物である株式との関係でどのような行為に当たるかが問題となる。準共有株式について会社との関係を定める会社法106条とは別に、準共有者間における権利行使の内容決定は、民法の共有に関する規定が準用されるからである。⁽⁴⁴⁾ もし、このような訴訟を提起する行為が共有物の変更・処分行為または管理行為に当たるとすれば、準共有

(40) 沿革につき、青竹・前掲注(13)20頁参照。

(41) 永井和之「株式の共同相続と商法203条2項」金法1307号(1991年)8頁、大杉謙一「判批」法協109巻5号(1992年)916頁、込山芳行「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」『企業社会と商事法(保住昭一先生古希記念)』(1999年)164頁、青竹・前掲注(13)21頁、河内・前掲注(13)274頁。田中誠二『三全訂会社法詳論』上巻(1993年)305頁も参照。

(42) 原則として、株主名簿上準共有者としての名義書換が必要であるが、同族会社に関する裁判例のように、会社代表者が共同相続人の一人であるとかその利害関係者であって、共同相続の事実を知っている場合には、共同相続人は名義書換なしで、会社に準共有者であることを対抗できると解すべきである。吉本・前掲注(8)。

(43) これに対して、株主総会決議無効確認請求訴訟提起権や同不存在確認請求訴訟提起権は、会社に対抗できる株主でなくても訴えの利益があれば原告適格が認められるから、対抗要件の有無を問わず準共有者であればよいことになる。吉本・前掲注(38)57頁、中島弘雅「判批」民商106巻3号(1992年)99頁、青竹・前掲注(13)23頁、河内・前掲注(13)273頁、菊池雄介「株式の共同相続と監督是正権の行使」新報109巻9・10号(2003年)232頁。

(44) 山田・前掲注(34)7頁参照。

者単独ではできないことになりそうである。⁽⁴⁵⁾そこで、本件のような株主総会決議取消しの訴えを提起する行為は、瑕疵ある総会決議の効力を否定し、決議がなかった状態に復帰させる行為であるとすれば、準共有株式に関する保存行為（民252条但書）に該当すると解すべきではないかと考える。⁽⁴⁶⁾

IV お わ り に

本稿は、平成27年最高裁判決を素材に、会社法106条但書の意義と内容について検討した。同条但書は、会社との関係において株式の準共有者による権利行使方法を定める同条本文の適用を、会社の同意により排除することを認めるものであるが、会社が同意をした場合には、準共有者間において従うべき方法により決定された内容の権利行使を認めることができることを規定したものと解すべきである。その意味では、判旨⁽⁴⁷⁾の結論に違和感はないが、その法律構成には疑問がある。

〔後記〕脱稿後、鳥山恭一「本件判批」リマークス52号（2016年）98頁に接した。

(45) この点は、権利行使者でない共同相続人に訴えの原告適格を認めるべき特段の事情を認定した前掲平成2年最高裁判決および平成3年最高裁判決においても、まったく触れられていない。

(46) 山田攝・前掲注(34)8頁、山田泰・前掲注(25)187頁参照。株主ではなく、株式取得者としての権利を訴訟上行使する場合の問題点については、吉本・前掲注(8)参照。

(47) ただし、会社の同意により準共有者にその持分に応じた個別の議決権行使を認める立場では、本件取締役選任決議および代表取締役選任決議が成立したと解する余地もある。